平成３０年（フ）第３２６号
東京都中央区勝どき６丁目３番２―3001号
債務者　山田　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
愛知県知立市上重原町西八鳥94番地１、商業登記簿上の本店所在地愛知県刈谷市小垣江町上松62番地
債務者　株式会社ＭＮＣ
代表者代表取締役　大川井基浩
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
群馬県桐生市梅田町１丁目205番地５
債務者　特定非営利活動法人愛和ライフサポート
代表者理事　峯岸　一浩
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前10時
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第８０６号
神奈川県大和市中央２丁目５番20号
債務者　株式会社エイエムティ
代表者代表取締役　中村　守
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月23日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３０９号
仙台市宮城野区新田４丁目14番10号　高澤貸家２
債務者　浅田　厚治
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　秀
4　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５９号
千葉県木更津市金田東４丁目24番地４
債務者　三木　信一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　尚志
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第７０号
千葉県木更津市請西東４丁目15番地３　ボー・セジュール１番館206
債務者　相澤　篤史（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真一
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第８５号
三重県鈴鹿市北長太町243番地の７
債務者　八重嶋美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄山　哲也
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７３号
奈良県橿原市白橿町２丁目17番５号
債務者　夢央システムこと　岡本　豊
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
千葉県木更津市真舟５丁目１番６号
債務者　井野　隆
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　敬
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第２号
神奈川県伊勢原市上粕屋1291番地
債務者　曽我　和博
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野智一朗
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２０９号
神奈川県足柄上郡開成町中之名16番地　フィデール星南101
債務者　岡本　靖明
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川裕貴子
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１７８１号
愛知県知多市南粕谷３丁目10番地、従前の住所愛知県常滑市矢田字谷海道42
債務者　井上　美樹
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横地　明美
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５４４号
愛知県尾張旭市長坂町南山2845番地33　カーサ南山Ⅱ―102
債務者　有地ひか里
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長坂早余子
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７０９号
名古屋市守山区大字下志段味字熊田394番地　Ｒｉｖｅｒ　Ｓｉｄｅ　302号、従前の住所名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1768番地の１
債務者　阪本　真一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原島　正
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部